総合評価方式ガイドラインの主な改正内容について (H27年6月)

(1) 事務の簡素化

- ①工事成績、優良工事表彰の添付書類の簡素化
 - ・入札参加者の負担を減らすため、「工事成績」、「優良工事表彰」の添付書類(工事成績評定書の写しなど)については、「対象工事の一覧表」による提出も可とします。(※従来どおり添付資料をつけていただいても結構です。)

(2) ガイドラインや様式の改善

- ①評価基準日
 - ・「本店所在地等」の判断の基準日を「申請書提出日」から<u>「公告日現在」</u>に変更 します。
- ②技術提案の補足資料
 - ・補足資料は、A4で1枚までとしていましたが、A4で2枚まで可とします。
- ③ヒアリングの出席者数
 - ・技術者以外の付添の出席人数については、1名までとします。

(3) 評価基準の改善

- ①技術者実績について
 - ・実績対象工事の従事期間については、下記のとおりとします。
 - ≪現場代理人としての工事実績≫
 全工事期間中、工事に従事していること。
 - ≪主任(監理)技術者としての工事実績≫ 対象工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の 連続した期間において従事していること。